

取引のガイド

この「取引のガイド」は、商品取引所法の規定に基づき、口座開設に先立ってお客様にお示しすることが義務づけられているものです。お手数ですが、お客様は、この「取引のガイド」の内容を十分に読んでいただくようお願い申し上げます。

1. 商品先物取引の特徴

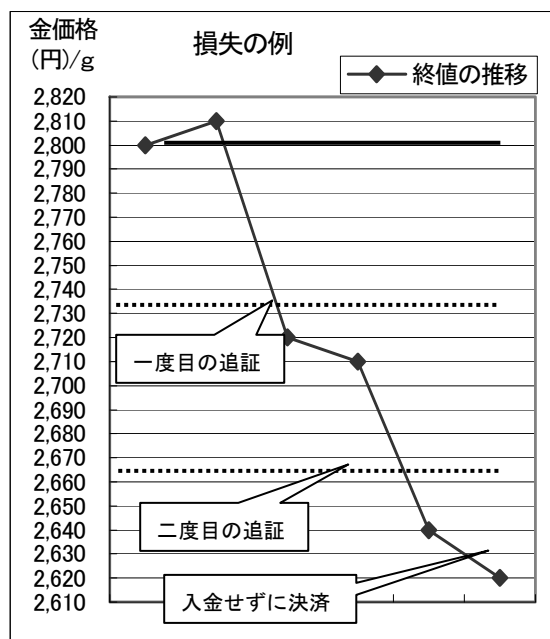
- 1 商品先物取引は、総取引金額に比較してごく少額（総取引金額の約3～10%）の証拠金をもとにして取引をします。
- 2 商品先物取引は元本が保証されているものではありません。また、必ずしも利益が上がる取引ではありません。相場の変動により多額の利益を得ることもある一方で、多額の損失を生じることもあります。含み損がお客様の用いた証拠金の50%を超えた場合には、決済によって取引をやめるか、取引を続ける場合は追加の証拠金（本証拠金の50%以上の額）を用いなければならなくなることがあります。証拠金を追加して用いたとしてもさらに損失が増え、場合によっては当初に預託した証拠金以上の損失を生じるおそれもあります。
- 3 商品取引所の市場管理措置により値幅制限（1日における価格の変動を一定の範囲に限ること）などがありますので、お客様の指示に基づく取引の執行ができないことがあります。

1の例)

金の場合、本証拠金13.5万円。約定価格2,800円の場合、総取引金額280万円。レバレッジ（総取引金額÷証拠金）は約21倍となります。

2の例)

25万円預託したうち13.5万円を本証拠金にして、約定価格2,800円で金を1枚買う取引をしました。預託したうちの11.5万円は余剰となりました。相場が下がりだし、帳入値段（最終約定価格または、毎営業日取引所が公表する値段）が2,732円以下になった日に、追証拠金67,500円（本証拠金13.5万円の50%）以上が建玉（未決済の契約）を維持するために必要になりました。余剰分の11.5万円から追証拠金に充当することにして決済はせず様子を見ました。その後も相場が下がり、帳入値段2,665円台となった日に、追証拠金がさらに必要となり、当初預託した25万円では足りなくなりました。追加の証拠金の預託をせずにその後の売買立会で決済することにしましたが、決済当日に相場がさらに下がり、約定価格は2,590円になってしまいました。金は取引単位が1,000gのため、グラムあたり10円の値動きで1万円の損益となります。新規に取引を始めたときと決済したときの価格の差が210円あるため1枚分の損失は21万円となりました。なお、決済にもなう損益のほか商品取引会社に支払う手数料も生じています。



3の例)

取引時間中、ストップ安（高）またはサーキットブレーカー発動時は、買い（売り）注文に比べて売り（買い）注文が多く、相場が下（上）がって値幅制限の下（上）限に達している状態、または立会の中断が継続している場合、注文が成立しにくくなります。

このように、状況によってはお客様の指示による注文が成立しない場合もありますので、ご注意ください。

※1および2の例における金については、2009年5月時点での証拠金や取引単位を記載しました。約定価格については、例文のために設定した仮定の数値です。

上記1から3のような特徴がありますので、取引にあたっては以下の点にご注意ください。

・余裕を持った取引

資金的に余裕を持って取引することが重要です。なお、当社では、お客様からの要望に応じて証拠金使用率（預託された証拠金のうち建玉のために使用する証拠金の割合）の限度を定めることができます。

- ・リスクを管理した計画的な取引

取引を始める際に、あらかじめご自身の損失の許容範囲、損切ポイントを考え、損失を最小限に抑えるリスクを管理した計画的な取引を行うことが重要です。

2. 商品先物取引の概要

(1) 商品先物取引とは

一定の期日で決済を約束する取引ですが、現物と代金をやりとりしなくても、決済期日前に取引の間変動した価格の差額をやりとりして、いつでも自由に決済できる取引です。総取引金額（約定価格×取引単位）の数%の証拠金で取引を行うことができるため、銘柄自体にとっては小さい価格の変動でも、証拠金に対しては大きな変動となる取引です。

取引には決済期限があるため、最終的な決済期限の月（限月という）を選んで取引をします。ある限月で新規に取引を始めたら、同じ限月で決済期限までに決済をします。

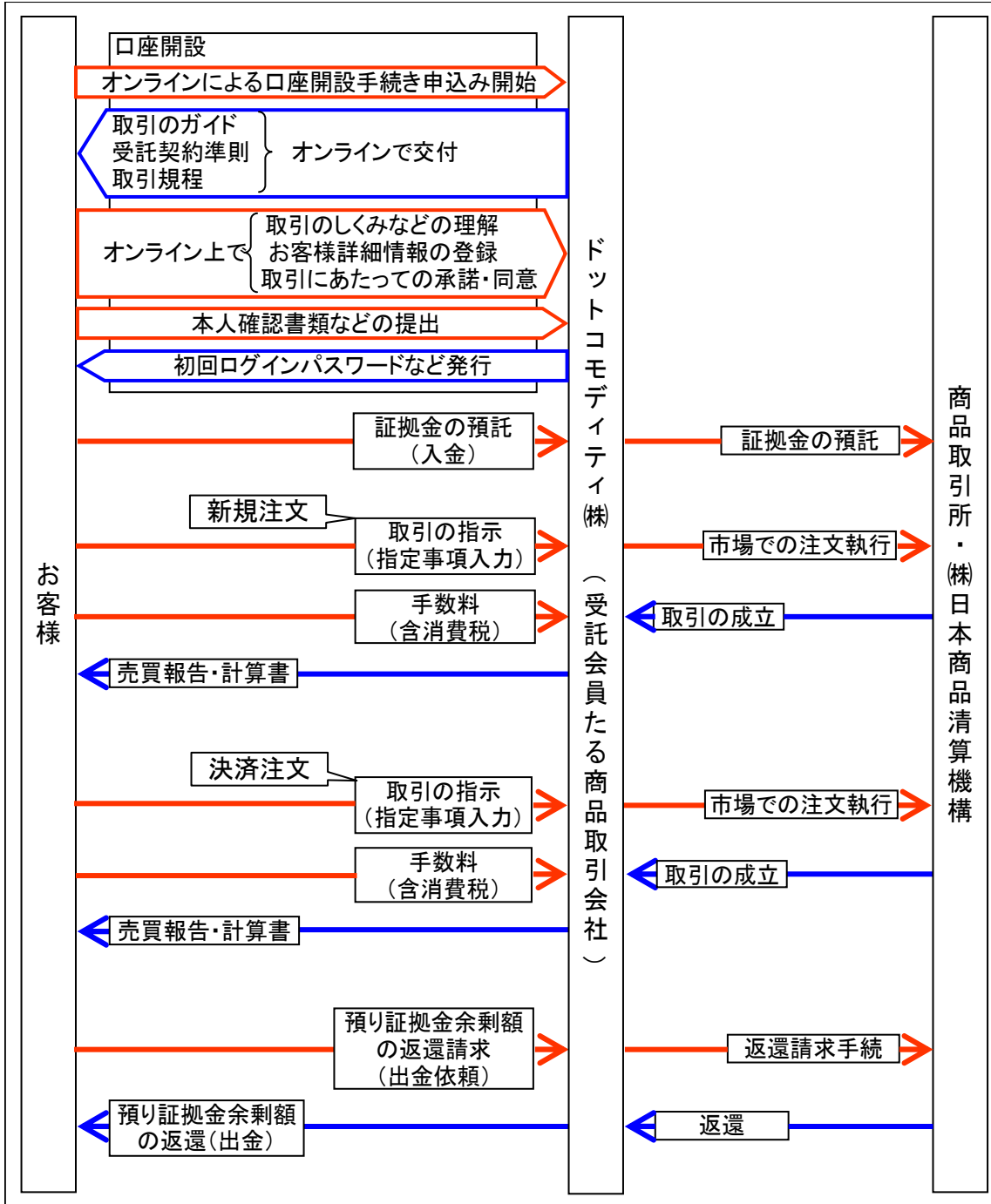
差額のやりとりによって取引を終えるため、取引は「売り」・「買い」のどちらからでも始められます。「売り」の場合は、値下がり利益となり、値上がり損失となります。「買い」の場合は、値上がり利益となり、値下がり損失となります。

(2) 取引の対象となる銘柄

取引の対象となる銘柄・取引単位などの詳細については、次の PDF ファイルでご確認ください。

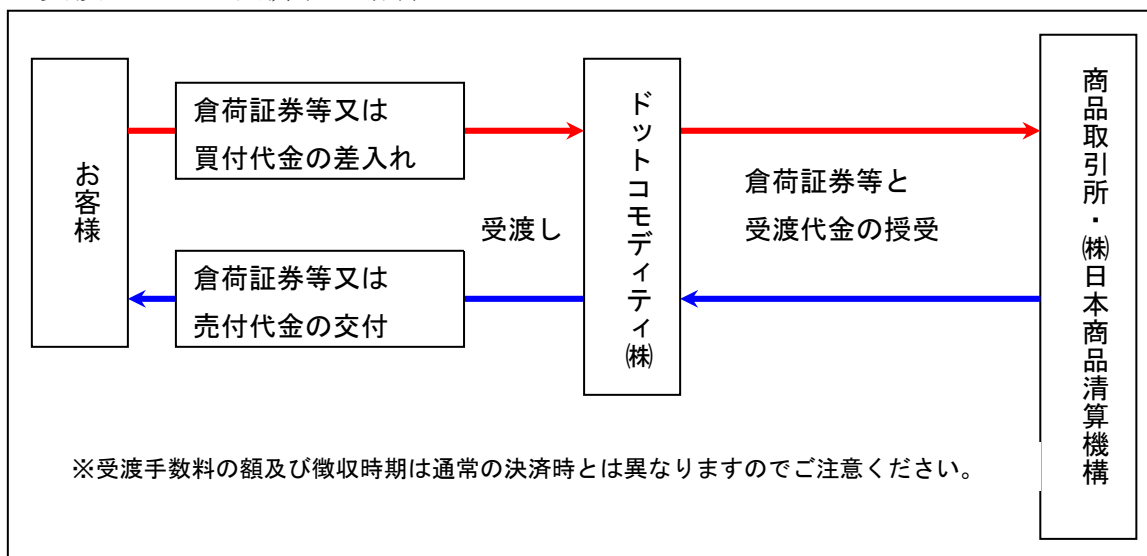
<http://www.commodity.co.jp/document/regulation/shokokin.pdf>

3. 契約の手順と取引の流れ



注) 上記は転売・買戻しにより決済を行う場合のみを記載しています。

★受渡しにより決済する場合



4. 取引証拠金の種類と額

取引証拠金には以下の種類があります。

(1) 取引本証拠金 (本証)

新規に取引を行うための証拠金で、取引の前に預託が必要です。この金額は商品取引所が定める本証拠金基準額以上の額で、当社が定めています。

本証拠金の額の詳細については、次の PDF ファイルでご確認ください。

<http://www.commodity.co.jp/document/regulation/shokokin.pdf>

(2) 取引追証拠金 (追証)

その日の帳入値段により計算した含み損が商品取引所の定める本証拠金基準額の 50% を超えた場合、証拠金の担保力が不足するため、それを補強するため追加の証拠金 (追証拠金) が必要となります。

追証拠金が生じた場合には、取引画面にて通知します。すでに当社に預託している証拠金で不足するときは、新たな証拠金の請求があり、建玉を決済せずに取引を続ける場合には預託しなければならず、翌営業日の午前 8 時 40 分までに証拠金不足請求額全額を預託しなければなりません。なお、当社が別途定める方法にての対処も認めています。

(3) 取引定時増証拠金 (定増)

当月限の取引については、一定日以降値幅制限が解除されるため、値動きが大きくなるおそれがあります。このため、この変動に備えて取引本証拠金のほかに預託しなければならない証拠金です。その金額と預託時期は、銘柄ごとに商品取引所が定めています。

(4) 取引臨時増証拠金 (臨増)

相場の変動が著しいときなど、商品取引所の判断により「臨時に」増額徴収される証拠金です。これを預託しなければ取引を継続できません。その金額と預託時期は、銘柄ごとに商品取引所が定めています。

(5) 有価証券などの充用

証拠金について、当社においては、現金の代わりに商品取引所が認めた有価証券（国債、株券など）や倉荷証券を証拠金に充用することができます。充用価格または預託方法等については、当社にお問合わせください。

5. 預り証拠金余剰額の返還

建玉に関係しない余剰の証拠金または充用有価証券や決済によって生じた差引の益金の出金（預り証拠金余剰額の返還）は、出金依頼のあった日から4営業日以内に行うよう商品取引所が定めています。（※充用有価証券等の場合は、郵送事情等により、お手元には4営業日以上かかる場合があります）

6. 取引の注文（お客様が取引のために指定しなければならない事項）

取引の注文は、入力や選択を間違えないよう、十分ご注意ください。

- ① 銘柄
- ② 限月
- ③ 売り、買いの別
- ④ 新規、決済の別
- ⑤ 取引枚数
- ⑥ 執行条件（指値（リミットオーダー）・成行（マーケットオーダー）など）
- ⑦ 指値の場合の条件（価格・有効期間・場節）

7. 委託手数料

委託手数料は、商品取引会社によって異なります。

8. 受渡しについて

当社においては、受渡し（現物と代金の授受）は別途定める上場商品以外は、受渡しによる決済を取扱わないものとします。

9. 取引にあたって、お客様が注意すべき事項

取引が始まってから、苦情や紛争へ発展することがないように、以下の事項にご注意ください。

(1) お客様が、当社で取引するためには取引ツール「Formula(フォーミュラ)」(以下「取引ツール」という)を利用できる環境が必要となります。

お客様のパソコンなどが利用環境を満たしていない場合、口座開設後の取引ができない場合がありますので、ご注意ください。

(2) 当社では、お客様に予期せぬ過大な損失が生じないように、お客様からの要望に応じて、証拠金使用率の限度を定めることができます。

なお、証拠金使用率の限度内で取引を行っていても、預託した証拠金を超える損失が生じることがあり得ますのでご注意ください。

(3) 当社では、口座開設後の取引について、取引ツール経由または当社が別途定める方法でのみ注文を受付けます。また、使用するパソコンなどがトラブルのとき、電話、ファックス、電子メールなどで発注の代替ができませんのでご注意ください。

(4) システムの機能について当社は保証をしておりません。したがって、お客様側で使用するパソコンなどのトラブルだけでなく、当社側のシステムトラブルによる損害についても当社の責任の範囲に含まれません。

商品取引所の注文受け付け時間中に当社のシステムにトラブルが発生したときは、未決済建玉の決済注文のみをカスタマーサービスセンターにて電話で受け付けますが、オンラインでの発注に比べて注文の処理に時間がかかったり、電話がつながりにくくなる可能性があります。

10. 当社との間の連絡の方法と取引に関する相談

(1) 当社との間の連絡の方法

当社ではお客様ごとの担当者を定めていません。取引の勧誘または推奨をいたしかねます。ご了承ください。

当社とお客様との間の連絡の方法は、以下のとおりです。

会員画面

- ・ 売買の注文、証拠金の返還の依頼など
- ・ 取引成立後の売買明細の報告など
- ・ 証拠金などの不足額の請求など

メール

- ・ 各種ご質問
- ・ 各種ご案内

カスタマーサービスセンター

- ・ サービス・取引ルールに関するお問合わせ（電話またはメール）
- ・ 画面操作・口座開設に関するお問合わせ（電話またはメール）
- ・ 当社の責によるシステムトラブル時^(※)における決済注文受け（電話のみ）

^(※)商品取引所の取引時間中に発生した場合のみ受け

(2) 取引に関する相談

取引に関して疑問な点がある場合には、まず、当社へお問合わせください。

万一、当社との間で解決できない問題が生じた場合は、以下のとおりご相談ください。

①日本商品先物取引協会への苦情の解決、紛争仲介の申出

お客様は、商品取引所法に基づいて設立された自主規制団体である日本商品先物取引協会に対して、苦情処理・紛争仲介（あっせん・調停）の申出を行えます。

詳しくご覧になりたい方は、同協会のホームページでご確認ください。

<http://www.nisshokyo.or.jp/consulting/index.html>

なお、日本商品先物取引協会では、同協会が取り扱った商品取引会社別の紛争の件数についての照会に応じていますので、関心のある方は同協会にお問合わせください。

②商品取引所への紛争仲介の申出

お客様は、取引が行われた商品取引所に紛争仲介の申出を行えます。

- ※ 1) 日本商品先物取引協会、商品取引所とも苦情の解決・紛争仲介を申し出ることができるのは、その原因たる事由が生じた日から3年以内の取引に限られています。
- ※ 2) 紛争仲介の申出を日本商品先物取引協会と商品取引所の双方には行えません。

ドットコモディティ株式会社 (東京工業品取引所の受託取引参加者)
(東京穀物商品取引所の受託会員)

〒150-0013

東京都渋谷区恵比寿1-21-8 セラ51ビル6階

ホームページアドレス <http://www.commodity.co.jp>

お問い合わせメールアドレス customer@commodity.co.jp

【取引に関するご相談窓口】

カスタマーサービスセンター

◆電話による受付時間

月から金（祝祭日を除く）8：00から23：00

0120-117-211

日本商品先物取引協会

ホームページアドレス <http://www.nisshokyo.or.jp>

相談センター

◆電話による受付時間

月から金（祝祭日を除く）9：00から12：00、

13：00から17：00

本部 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町9-4
03-3664-6243（日商協ビルディング3階）

中部支部 〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内1-16-2
052-220-1651（中部大阪商品取引所2階）

※ 中部支部は平成21年9月中に閉鎖されますので、
ご注意ください。なお、その後の対応は本部でお受けします。

関西支部 〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座1-10-14
06-6543-8502（関西商取ビル4階）

東京工業品取引所

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

ホームページアドレス <http://www.tocom.or.jp/jp/>

03-3661-9191（大代表）

東京穀物商品取引所

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-12-5

ホームページアドレス <http://www.tge.or.jp/>

03-3668-9311（大代表）

1 1. 商品取引会社の禁止行為

(1) 法令による禁止行為

オンライン専業で勧誘を行わない当社の場合には該当し得ないことも含みますが、対面取引の会社の場合を含めて、商品取引所法では、商品取引会社がお客様に対して以下の行為をすることが禁止されています。

- ①お客様に対して、必ず利益が得られると誤解されるような断定的判断を提供して勧誘すること。
- ②お客様に対して、取引の損失を補填することを約束したり、また取引の結果生じた損金（禁止行為と認められる行為により発生した損金を除く）を補填または、補填の約束をしたり、利益を保証して勧誘すること。
- ③取引を行う際にお客様が指定しなければならない事項について、すべての事項についてお客様の指定がないにもかかわらず受注すること。
- ④お客様から発注された取引を執行する前に、その取引と同じ内容の取引を、より有利な価格で商品取引会社の計算として行うこと。
- ⑤取引をしたくないという意思（勧誘を受けたくないという意思も含む）を表示したお客様に対して、再び勧誘すること。
- ⑥お客様に迷惑を感じさせるような方法で勧誘すること。
- ⑦お客様に対して、会社名および商品先物取引の勧誘であることを告げただけで勧誘を受ける意思があるかを確認せずに勧誘すること。
- ⑧お客様に対して、同一商品、同一商品取引所、同一限月の売建玉と買建玉をそれぞれ同一枚数、同時期に保有することを勧めること。
- ⑨預託している資産の返還やお客様からの指示の遵守など、お客様に対して行うべきことを、拒否したり、故意に遅延させること。
- ⑩お客様の取引に自己の取引を故意に向かわせ、お客様の利益を害すること。
- ⑪お客様に無断で取引をすること（証拠金不足にともなう建玉の処分など、受託契約準則に定める場合を除く）。
- ⑫取引の内訳（売りか、買いか、又は新規の取引か、決済の取引か）などを偽って商品取引所に報告すること。
- ⑬取引に際し、お客様に対して、特別の利益を提供することを約束して勧誘すること。
- ⑭取引に際し、お客様に対して、取引の単位を告げないで勧誘すること。
- ⑮取引に際し、決済して取引を終わらせたいと意思表示したお客様に対して、引き続き取引を行うことを勧めること。
- ⑯取引に際し、虚偽の表示をしたり、重要な事項について誤解を生むような表示をすること。
- ⑰同一の商品取引所の同一の商品について、同一の限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引、異なる限月の売建玉と買建玉を同一枚数保有する取引及び異なる限月の売建玉と買建玉を異なる枚数保有する取引を、その内容を理解していないお客様から受注すること。

(2) 日本商品先物取引協会の自主規制による会員が遵守すべき事項と禁止行為

①日本商品先物取引協会では、会員である商品取引会社が遵守すべき事項を、自主規制規則「受託等業務に関する規則」において以下のとおり定めています。

- a. 商品取引所法やその他の法令諸規則などを遵守するとともに、お客様に対して誠実かつ公正に受託等業務を遂行すること。
- b. お客様の知識や経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的から判断して不相当と認められる受託等業務を行うことのないよう、お客様の属性を調査して厳正に審査することにより、不相当と判断される方の参入を防止すること。また、適合性の審査に係る記録を作成、保存すること。
- c. お客様を勧誘する際には、主務大臣が定める「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」を踏まえ、商品取引所法第214条に定める勧誘禁止事項を遵守するとともに、同法第217条及び第218条に定める説明義務等の履行により、商品先物取引はお客様ご自身の判断と責任において行うべきものであることについて、お客様の理解と認識を得ること。
- d. 商品先物取引を行うことが適さない者を定めるとともに、顧客の適合性の審査を行い、その結果に応じて適切な措置を講じること。
- e. 勧誘、契約、売買指示のそれぞれの段階において、委託者の取引意思を確認すること。

②日本商品先物取引協会では、会員の禁止行為として、自主規制規則「受託等業務に関する規則」において、以下のとおり定めています。

- a. 知識や経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的などからみて商品先物取引を行うことが適当ではないと判断される者を勧誘し、その者から取引の委託などを受けること。
- b. 契約の締結にあたり、お客様に対して、商品先物取引以外の行為であると誤解させるような方法で勧誘すること。
- c. 契約の締結にあたり、お客様に対して、嘘をついたり、脅すような言動を交えて勧誘すること。
- d. お客様に対して、取引のしくみ、取引の投機的本質、預託した証拠金以上の損失が発生する可能性、預託した証拠金をはるかに超える金額の取引を行っていること、証拠金制度の概要などについて、「取引のガイド」などの事前交付書面に基づいて説明をしないで勧誘し、取引の委託などを受けること。
- e. お客様に対して、商品先物取引以外の預貯金その他の契約を解除することを勧めること。
- f. 取引を決済したいお客様に対して、引き続き取引を行うよう勧めたり、新たな取引を勧めること。
- g. 各商品取引所の「準則」が定める委託の際の指示の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人（「準則」の規定に基づき、委託者が特に代理人を定めた場合を除

- く。) から委託などを受けること。
- h. 商品取引会社に所属していない者（取次会員や商品取引所が認めた国外で営業する会社などを除く）が行う勧誘により、取引の委託などを受けること。
 - i. 「受託等業務に関する規則」に掲げた商品取引会社との人的、財産的な関係を有する商品投資顧問業者などから、その投資顧問業者が顧客から一任されて行う取引の委託を受けること。
 - j. 商品取引会社が、お客様に対して金銭もしくは有価証券を貸し付けること、または第三者による金銭もしくは有価証券の貸付けについての媒介、取次ぎもしくは代理をすること、または金銭もしくは有価証券の借受けを勧めること。
 - k. お客様に対して、金銭などの融資を求めると、または融資を受けること。
 - l. お客様に対して、本人以外の名義を使用させること。
 - m. 外務員として登録を受けていない者に登録外務員の類似行為をさせること。
 - n. 頻繁に担当外務員を交代させること。
 - o. お客様に対して、取引等の損益を共にすることを約束したり、実行すること。
 - p. 誠実かつ公正の原則（お客様に対して誠実かつ公正に業務を遂行すること）、適合性の原則（お客様の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行わないこと）の趣旨及び顧客保護に反すると認められる行為をなすこと。
 - q. その他顧客保護に反すると認められる行為をすること。
- ③また、日本商品先物取引協会の会員は、自社の登録外務員に、②の a から p までの行為(i および m を除く)に加えて、以下の行為を行わせてはならないことになっています。
- a. 自社以外の商品取引会社に取引の委託などの引き受けを斡旋すること。
 - b. お客様から受けた取引の注文を、その指定された条件と異なった条件で自社に通すこと。
 - c. お客様とみだりに金銭などの貸借関係を結ぶこと。
 - d. その他、登録外務員の職務を怠るなど顧客保護に欠ける行為を行うこと。

1 2. 商品取引会社の受託業務

商品取引所法では、商品取引会社は、お客様の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的から判断して不適切な勧誘をしてお客様の保護に欠けていたり、欠けることになるようなことがないように、お客様との間の商品取引受託業務を営まなければならないこととされております。

このような考えの基に、当社では、お客様の知識、経験、財産の状況をお伺いして口座開設審査を行うとともに、お客様に予期せぬ過大な損失ができる限り生じないよう証拠金使用率の限度を設定しています。

1 3. 読み仮名一覧と補足説明

「取引のガイド」で使用している商品先物取引の用語についての、仮名表記と補足説明は以下のとおりです。

- | | |
|-----------------------------|--|
| ・ 値幅制限 (ねはばせいげん) | 1 日における価格の変動を一定の範囲に限ること |
| ・ 約定価格 (やくじょうかかく) | 取引が成立した価格 |
| ・ 建玉 (たてぎょく) | 未決済の契約 |
| ・ 本証拠金 (ほんしょうこきん) | 新規に取引を行うための証拠金 |
| ・ 追証拠金 (おいしょうこきん) | 含み損が本証拠金の額の 50% を超えると生じる担保強化のための証拠金 |
| ・ 定時増証拠金
(ていじまししょうこきん) | 当月限の取引について担保強化のための証拠金 |
| ・ 臨時増証拠金
(りんじまししょうこきん) | 「臨時に」生じる担保強化のための証拠金 |
| ・ 枚 (まい) | 取引数量の単位 |
| ・ お客様 (おきゃくさま) | 法令などで、「顧客」「委託者」とあるものを総称しています。 |
| ・ 商品取引会社
(しょうひんとりひきがいしゃ) | 法令などで、「商品取引員」とあるものを「取引のガイド」では商品取引会社と表記しています。 |
| ・ 受託会員 (じゅたくかいいん) | 取引所の会員であり、取引所で直接に注文を執行する商品取引会社です。 |

作成日：2009 年 11 月 17 日